|  |
| --- |
| 平成２６年　第８回　国頭村農業委員会総会 |
| 招集年月日 | 平成２６年８月１９日（火）　　午後　２時００分 |
| 招集場所 | 　国頭村役場　会議室 |
| 開会時間 | 平成２６年８月１９日　　午後　２時００分 |
| 閉会時間 | 平成２６年８月１９日　　午後　３時００分 |
| 出席１０名欠席　　名 | 議席 | 氏　　　名 | 出席 | 議席 | 氏　　　名 | 出席 |
| １ | 宮　城　久　宜 | ○ | ９ | 上　地　和　雄 | ○ |
| ２ | 新　城　正　彦 | ○ | １０ | 宮城　弘 | ○ |
| ３ | 上　原　耕　造 | ○ |  |  |  |
| ４ | 崎　濱　秀　雄 | ○ |  |  |  |
| ５ | 山　城　弘　一 | ○ |  |  |  |
| ６ | 比 嘉 美 榮 子 | ○ |  |  |  |
| ７ | 枝　　川　　奏 | ○ |  | 　　　　 |  |
| ８ | 宮　　城　　満 | ○ |  |  |  |
| 議事録署名委員 | 議 　長　　　宮　城　　　弘 |
| ７番委員　　枝川　奏 | ８番委員　　宮城　満 |
| 職務のために出席した者の氏名 | 　　　 |
| 　局長：大田　孝佳　　　農地主事：小橋川　安弘　　　 主事：比嘉　誉 |
| その他の出席者 | 　 |
|  |

【議事日程】

　日程第１：会議録署名委員の指名

　日程第２：会期の決定

　日程第３：諸般の報告

　日程第４：農業振興地域整備計画の一部変更について

日程第５：「国頭村農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（素案）」

　　　　　に対する意見について

　日程第６：一時転用承認願いの許可決定について

　日程第７：農地法第18条第1項第6号の規定による解約申し入れについて報告

議　長：皆さんこんにちは。

ただいまから､平成２６年　第８回　国頭村農業委員会総会を開会致します｡

本日の総会は全員出席ですので総会は成立しております。議事日程は、お手元に配布

しておりますので、ご確認ください。始めに国頭村農業委員会、会議規則13条の規

定による会議録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに異議ありません

か。

各委員： (「異議なし」の声あり)

議　長：本日の会議録署名委員は７番、枝川　奏　委員と8番、宮城　満　委員のお二人を

指名致します｡　書記には事務局職員の比嘉を指名致します。

　　　　次に会期の決定についてですが、本日平成26年8月19日の決定で宜しいでしょうか。

各委員： (「異議なし」の声あり)

議　長：異議が無いようなので、本日の日付で会期の決定をいたします。

　　　　続いて諸般の報告をいたします。

　　　　7月29日　第7回定例総会へ出席

　　　　7月31日　国頭村認定農業者総会へ出席

　　　　8月4日　8.1調査出発式

　　　　8月5日から毎週火曜日、事務局と業務調整を行っている

これで報告を終わります。

議　長：それでは議事に入ります、議案第1号、整理番号1から４、農業振興地域整備計画の

一部変更についてです。

事務局より説明お願いします

事務局：整理番号1

申請者氏名　国頭村字辺土名▲▲▲番地　●●●●

申請農地　浜大山田▲▲▲▲番地▲　台帳地目　原野

現況地目　原野、面積49,267㎡（内225㎡）

　　　　整理番号2

申請者氏名　国頭村字辺土名▲▲▲番地　●●●●

申請農地　浜上原▲▲▲▲番地▲　台帳地目　畑

現況地目　原野、面積511㎡

　　　　整理番号3

申請者氏名　国頭村字辺土名▲▲▲番地　●●●●

申請農地　半地半地原▲▲▲番地　台帳地目　原野

現況地目　原野、面積996㎡

　　　　整理番号4

申請者氏名　国頭村字辺土名▲▲▲番地　●●●●

申請農地　奥間大謝原▲▲▲▲番地▲　台帳地目　田

現況地目　畑、面積792㎡

目的：送電線鉄塔建設のため

議　長：事務局より説明が終わりましたが、補足、質疑等はございませんか。

８　番：整理番号１から３までは私の担当ですので、説明いたします。先週金曜日に、事務局の●●さんと現況調査に行きました。整理番号の２から説明いたします。こちらは、報告通り原野化されており、すぐそばに畑とかもございませんので支障はないのかなと思います。次に整理番号１ですが、携帯のナビでしか探せない様な場所にありました。だいぶ昔道ですね。やっと探せたという感じでした。整理番号３ですが、採石場の所にあります。従業員の方から許可をいただいて、採石場の上から写真を撮らせていただきました。２番等も近くに農地等はなく、農振地域には妥当かなと考えます。以上です。

１０番：整理番号４の担当であります。この場所は、ボーリング調査も終わっておりますので、国頭村が直接恩恵を受ける電力・電気になりますので、一つよろしくお願いします。

９　番：今現在、何か鉄塔が建っている所ですか。あるいは新規にという事になっているのですか。

１０番：新たにという事になります。

議　長：他に御座いませんか。

議　長：質疑等がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第１号、整理番号１から４について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙

手お願いします。

委　員：　（全員挙手）

議　長：全員賛成でありますので、議案第１号、整理番号１から４については、原案のとおり

決定いたしました。

続いて議案第２号「国頭村農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（素案）」

に対する意見についての議題と致します。

議題説明を国頭村役場　経済課　宮里さんからお願いします。

　　　　（経済課説明終わり）

議　長：説明が終わりましたが、質疑等はございませんか。

９　番：これは、年齢制限はないのですか。

宮　里：４５歳ですね。

９　番：ここには、トラクターなどいろいろあるのですが、これは、１人で購入しないといけないのですか。

宮　里：経営体が組織なので、法人など集団化した農業者が集まった経営規模になります。経営面積に対して、機械化に基づく使用が主流ですよということです。

９　番：これは、大きな金額になるんだけど、よっぽどのお金持ちじゃなければ出来ないということですか。

宮　里：この資本というのは、いろんな事業がありますので、それと連携しながら行っていく

　　　　ということになります。

事務局：さとうきびで３４０万円の確保をする為には、今のこの１２ページについて、主たる

　　　　従事者が３人居た場合に、生産方式の中でこういった機会が必要ですよ、それで、面積はこれぐらいの確保がないと認定農業者にはなれない、収入がありませんよという形で、県がある程度策定した指標です。

宮　里：県の指標については、各地域ですね、北部地区から南部地域、離島までですね。その分けた形での指標が出ていますので、その指標に基づいて進めており、認定農業者が３４０万円程度の農業所得、そして２０００時間という目安を基に、農業経営をして行くということの指標になります。

９　番：これは、３名でこの金額ですか。

宮　里：主たる農業者ですので、１人３４０万円が目安なのかなと思います。

９　番：これは、４名ということは、国頭村に住所を持っている方ですか。

宮　里：国頭村の基本構想なので、国頭村に住所を置いている方が基本的なベースになるのかなと思います。

議　長：他に御座いませんか。

議　長：質疑等がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第2号、素案のとおり同意することに賛成の方は挙手お願いします。

委　員：　（全員挙手）

議　長：全員賛成でありますので、議案第2号については、素案のとおり同意いたしました

　　　　続いて、事務局より農地法第18条第1項第6号の規定による解約申し入れについて

の報告をお願いします。

事務局：　（事務局報告終わり）

議　長：これをもちまして平成２６年、第８回定例総会を閉会いたします。

おつかれ様でした。

**閉会　　　１５時　　　　００分**

　　　　　　会　　　　　長　　●●● ●●●　　　　　　印

　　　　　　議事録署名委員　　●●● ●●●　　　　　　印

　　　　　　議事録署名委員　　●●●　●●●　　　　　　印